

※1

②ものづくり・商業・サービス生産性向上
促進事業（ものづくり補助金）

〔 補助率 2 / 3 以内、上限額1,250万 〕

①ものづくり等高度連携・事業再構築促進事
業 ※2

	企業間連携型	サプライチェーン効率型
補助率	1/2以内	2/3以内
上限額	100万～2,000万	100万～1,000万

③サービス等
生産性向上
IT導入支援
事業(IT導入
補助金2022)

通常枠 (A類型)

〔 補助率1/2 以内
上限額 1 50万 〕

通常枠 (B類型)

〔 補助率1/2 以内
上限額4 50万 〕

ソフト
ICT活用
ソフトウェア
導入

ハード

ICTシステム機器導入
ICT建設機械導入

人材

ICT施工
人材育成

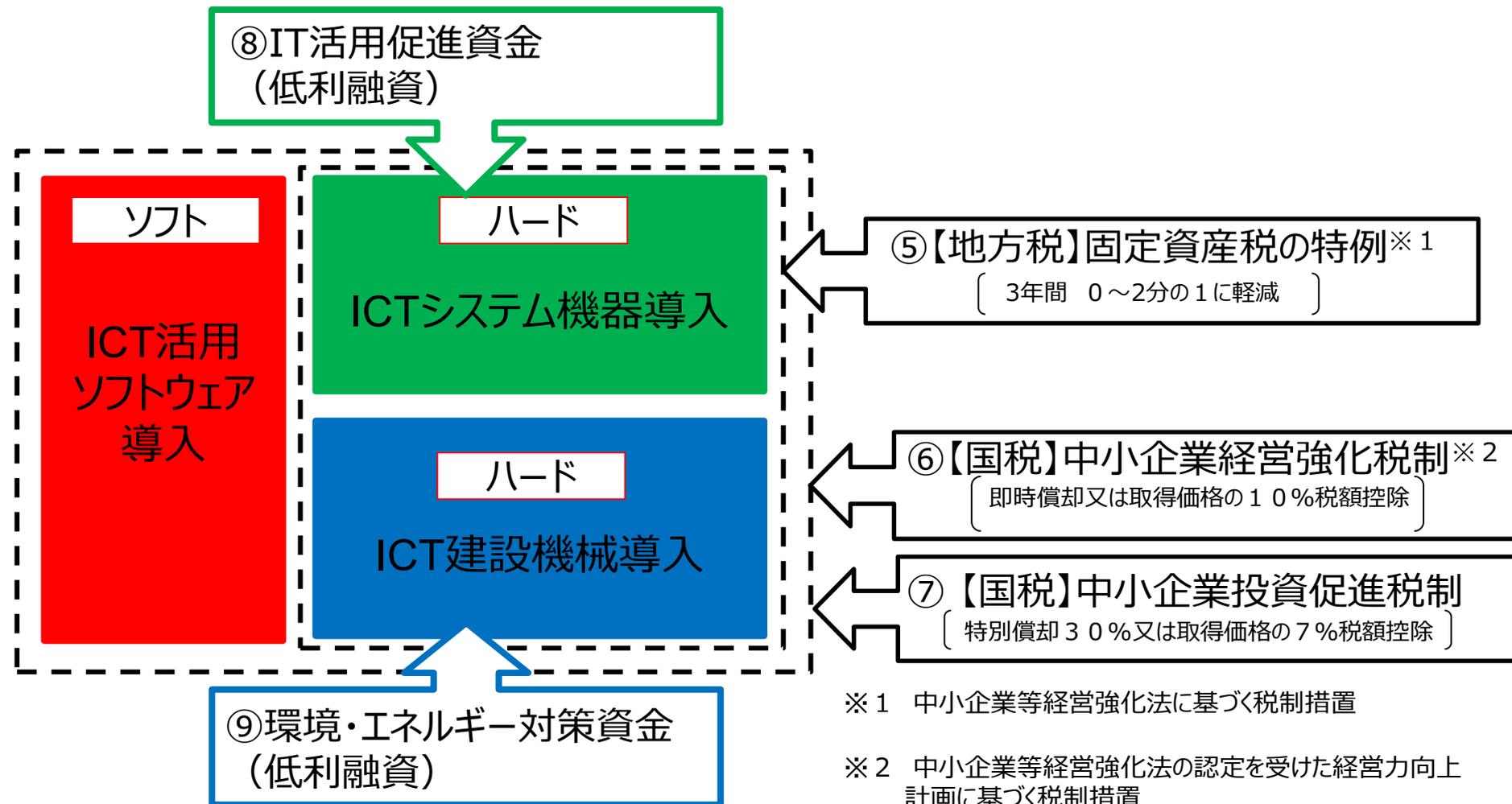
④
人材開発
支援助成金

〔 補助率6/10以内
及び賃金助成 〕

※1 中小企業生産性革命推進事業

※2 複数の事業者にて連携することが前提

! 最新の情報、詳細につきましては、
問合せ窓口にも必ず確認して下さい。



! 最新の情報、詳細につきましては、
問合せ窓口**に必ず確認して下さい。**

□ 中小企業が事業者間でデータ共有・活用し生産性を高める取組に対し補助を行う。

①

1. 企業間連携型

補助上限額

: 100万～2,000万/者

※1 連携体は2～5者により構成

補助率

: 1/2～2/3 ※2

※2 中小企業 1/2以内
小規模企業者・小規模事業者 2/3以内

複数の中小企業が事業者間でデータ共有し、連携体全体として生産性の向上を図るプロジェクト及び地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けて連携して新しい事業を行い、地域経済への波及効果をもたらすプロジェクトを支援

2. サプライチェーン効率化型

補助上限額

: 100万～1,000万/者

※3 連携体は2～10者により構成

補助率

: 1/2～2/3 ※4

※4 中小企業 1/2以内
小規模企業者・小規模事業者 2/3以内

幹事企業・団体等（大企業含む）が主導し、中小企業・小規模事業者等が共通システムを全面的に導入し、データ共有・活用によってサプライチェーン全体を効率化する取組等を支援

対象となる条件（共通）

以下の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 > 地域別最低賃金 + 30円

! 最新の情報、詳細につきましては、
問合せ窓口に必ず確認して下さい。

□ 中小企業生産性革命推進事業

14次申請受付 令和5年3月24日～令和5年4月19日迄

② ものづくり・商業・サービス生産性向上 促進事業 (ものづくり補助金)

【一般型(通常枠)】

補助上限額 : **1,250万**※1

補助率 : **1/2～2/3** ※2

※1 従業員数により異なる

※2 中小企業 : 1/2、小規模事業者・再生事業者 : 2/3

10次より、回復型賃上げ・雇用拡大枠、デジタル枠、グリーン枠が創設

中小企業・小規模事業者が行う革新的な生産性プロセスの改善等に必要な設備投資等を支援

基本要件 (共通)

以下を満たす3～5年の事業計画の策定及び実行

- ・付加価値額 + 3%以上/年
- ・給与支給総額 + 1.5%以上/年
- ・事業場内最低賃金 > 地域別最低賃金 + 30円

※枠ごとに別途追加要件がある。

！最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

申請受付 令和5年3月28日～令和5年6月2日迄

③ サービス等生産性向上IT導入支援事業 (IT導入補助金2023)

通常枠 (1次締切分: R5.4.25 2次締切分: R5.6.2)

A類型

補助額 : 5～150万未満

補助率 : 1/2以内

B類型

補助額 : 150～450万以下

補助率 : 1/2以内

セキュリティ対策推枠

(1次締切: R5.4.25 2次締切: R5.5.16)

補助額 : 5～100万未満

補助率 : 1/2以内

デジタル化基盤導入枠

(1次締切: R5.4.25 2次締切: R5.5.16 3次締切: R5.6.2)

補助額 : (下限なし)～50万以下

補助率 : 3/4以内

補助額 : 50万円超～350万円

補助率 : 2/3以内

ソフトウェア購入費、クラウド利用料、導入関連費、デジタル化基盤導入枠 (デジタル化基盤導入類型) は上記に加えハードウェア購入費が対象

□ 職務に関連した専門知識及び技能取得費用を助成

④

【人材開発支援助成金】

支給対象となるコース

特定訓練コース

・労働生産性向上訓練

- ①職業能力開発促進センター（ポリテクセンター）や職業能力開発大学校等で実施する高度職業訓練
- ②中小企業等経営強化法において認定された事業分野別経営力向上推進機関が行う訓練
- ③中小企業大学校が実施する訓練等
- ④厚生労働大臣が指定した専門実践教育訓練または特定一般教育訓練
- ⑤ITSSレベル2となる訓練（実践的情報通信技術資格の取得のための訓練）
- ⑥生産性向上人材育成支援センターが実施する訓練等
- ⑦当該分野において労働生産性の向上に必要不可欠な専門性・特殊性が認められる技能に関する訓練

・若年人材育成訓練

採用5年以内で、35歳未満の若年労働者への訓練

・熟練技能育成・承継訓練

熟練技能者の指導力強化、技能承継のための訓練、認定職業訓練

・認定実習併用職業訓練

厚生労働大臣の認定を受けた OJT 付き訓練

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

固定資産税優遇措置<各市区町村>

- 「先端設備等導入制度による支援」（中小企業等経営強化法）による固定資産税減免を受けられる。

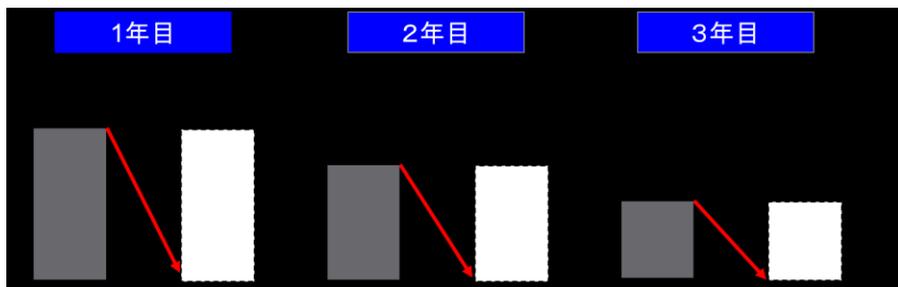
⑤ 【地方税】 固定資産税の特例 〔3年間 0～2分の1に軽減〕

生産性を高めるための設備を取得した場合、固定資産税の軽減措置により税制面から支援

「導入促進基本計画」の同意を受けた市区町村に所在する中小企業で、「認定経営革新等支援機関」による「先端設備等導入計画」の事前認定を取得すること。

ICT建設機械を2,000万円で取得した場合

取得価額：2,000(万円) 法定耐用年数：6年 原価率(r)：0.319と仮定 固定資産税率：1.4%と仮定



対象となる要件

- ・最新モデルであること（新車・新品）
- ・発売から10年以内（機械設備/建設機械） 5年以内（器機/測量機器）
- ・160万以上（建設機械） 30万以上（測量機器等）
- ・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1

1,661の自治体が、 固定資産税ゼロの措置を実現 （令和4年7月末時点）

先端設備導入に伴う固定資産税 ゼロの措置を実現した市区町村

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2022/221004seisansei_03.pdf

出典 中小企業庁HPより

！ 「導入促進基本計画」は各市区町村により異なります、各市区町村固定資産担当窓口で必ず確認して下さい。

！ 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口で必ず確認して下さい。

□ 「経営強化法による支援」(中小企業等経営強化法)による、法人税の減免を受けられる。

⑥ 【国税】 中小企業経営強化税制
即時償却又は取得価額の税額控除

即時償却 又は 税額控除

購入初年度に
取得価額の
100%償却

資本金3,000万円以下
取得価額の10%
資本金3,000万円超~1億円以下
取得価額の7%

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却又は取得価額の10%の税額控除を選択適用

対象となる要件(⑥)
・一定期間内に販売されたモデル(中古品は対象外)
・前モデル比で生産性平均1%以上向上 ※1
・担当省庁より発行される「経営力向上計画」の事前認定 ※2
・160万以上(建設機械) 70万円以上(ソフトウェア等) 30万以上(測量機器等)

! 最新の情報、詳細につきましては、問合せ窓口に必ず確認して下さい。

□ 中小企業投資促進税制では、法人税減免の減免を受けられる。

⑦ 【国税】 中小企業投資促進税制
特別償却30%又は取得価格の7%税額控除

特別償却 又は 税額控除

資本金3,000万円以下

購入初年度に
取得価額の
30%償却

取得価額の7%

資本金3,000万円超~1億円以下

特別償却

購入初年度に
取得価額の30%償却

対象となる要件(⑦)
・160万以上(建設機械)
70万以上(一定のソフトウェア 事業年度内の取得価額の合計70万以上)
120万以上(測量機器等事業年度内の取得価額の合計120万以上)

! 対象外の業種があります。

□ IT活用促進資金により、情報技術の普及・変化に関連した事業環境の変化に対応するための情報技術の活用の促進を図る中小企業者を支援

□ 環境・エネルギー対策資金により、非化石エネルギーの導入、省エネルギーの促進、公害防止および再生資源の有効利用などにより環境対策の促進を図る中小企業者を支援

8

ICT施工機器の購入・賃借
(基準利率、特別利率)

9

各種環境対策型建設機械の購入
(基準利率、特別利率)

中小企業事業(限度額7億2千万)

基準利率 1.05%
特別利率① 0.65%
特別利率② 0.40%
(5年超6年以内、令和4年12月)

国民生活事業(限度額7千2百万)

基準利率 1.98~2.95%
特別利率A 1.58~2.55%
特別利率B 1.33~2.30%
(担保不用の貸付、令和4年12月)

標準的な利率のため
詳細は最新情報を制度紹介HPや窓口を確認して下さい。

貸付対象はMC/MG機器やT S / GNSS、TLS等のICT機器と取付改造費

! ・建設機械は含みません。
・賃貸業は対象外。

貸付対象は各種環境対策型建設機械の購入費

- 排出ガス対策型建設機械
- 第3次排出ガス対策型建設機械
- 低炭素型及び燃費基準達成建設機械
- オフロード法基準適合車

! 新車で販売中のICT建機はオフロード法基準適合車です。低炭素型建設機械、燃費基準達成建設機械の認定の有無はメーカー等に確認して下さい。

区分	制度	対象	実施機関	問い合わせ先 HP	
補助金	① ものづくり等高度連携・事業再構築促進事業	事業者間でデータを共有・活用することで生産性を高める高度なプロジェクト	購入費 中小企業庁	公募終了 (令和3年5月～9月) (令和4年6月～9月)	https://www.teitanso.or.jp/monohojo/
	② ものづくり・商業・サービス生産性向上促進事業(ものづくり補助金)	革新的な生産性プロセスの改善等に必要設備投資等	購入費 中小企業庁	14次申請受付 令和5年3月24日～ 令和5年4月19日迄	https://portal.monodukuri-hojo.jp/ https://portal.monodukuri-hojo.jp/about.html https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/hosei/mono.pdf
	③ サービス等生産性向上IT導入支援事業(IT導入補助金)	生産性の向上に資するITツール(ソフトウェア、サービス等)	購入費 中小企業庁	申請受付 令和5年 3月28日～ 令和5年 6月 2日迄	https://www.it-hojo.jp/ https://www.it-hojo.jp/r03/doc/pdf/r3_application_guidelines.pdf
人材育成	④ 人材開発支援助成金	ICT土工をはじめとする特定訓練の経費や賃金補填	研修費 賃金補填 厚生労働省 (高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部)	https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000807259.pdf https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html	

区分	制度		対象	実施機関	備考
税制優遇	⑤	経営サポート「先端設備等導入制度による支援」	生産性向上に資する指標が旧モデル比で年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	固定資産税 令和4年度末まで	市町村 http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansai/index.html
	⑥	経営サポート「経営強化法による支援」	生産性が年平均1%以上向上する建設機械、情報化施工機器等	法人税、所得税、法人住民税、事業税	国(法人税、所得税)、都道府県(法人住民税、事業税)、市町村(法人住民税) https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/ https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf
	⑦	中小企業投資促進税制	建設機械、情報化施工機器等		https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/download/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei_suummary.pdf
低利融資	⑧	IT活用促進基金	情報化施工機器の購入・賃借	購入・賃借	(株)日本政策金融公庫 https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/11_itsikin_m_t.html
	⑨	環境・エネルギー対策資金	建設機械	購入	https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku_t.html